

平成27年 8月27日習志野市総務部情報政策課

募集期間:平成27年7月14日(火曜)～平成27年8月11日(火曜)

No	御意見の概要	市の考え方
1	情報提供の制限に関する記載がない。	特定個人情報の提供の制限に関する規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」という。)第19条に規定されております。
2	情報の取り扱いに関する禁止、注意事項はどんな法により明確にされるのか。関連を示してほしい。	特定個人情報の取り扱いに関する禁止事項等は、マイナンバー法及びその施行規則に規定されております。 本条例はマイナンバー法第9条第2項及び第19条第9号の規定により、条例で定めることとされた市独自のマイナンバーの利用及び市の他の組織(習志野市教育委員会等)への特定個人情報の提供について定めるものです。
3	市の同一組織内と市の他の組織の両方の例に教育委員会が記載されているが、違いが判らない。	市の他の組織への特定個人情報の照会及び提供とは、例えば市長部局から教育委員会へ特定個人情報を提供する場合を想定しており、市長部局から見た他の組織の例として教育委員会を挙げています。
4	他市独自のマイナンバー利用については、どの規定によるのか。	マイナンバー法第9条第2項の規定によります。
5	市として、不正使用(利用)の具体的な防止対策を条例に明記する必要がある。	マイナンバー法第3条の基本理念に則り、特定個人情報保護委員会(※)が公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を参考に、特定個人情報の安全管理措置を講じます。 (※)マイナンバーその他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを任務とする内閣府外局の第三者機関
6	市として、サイバー攻撃(テロ)に対する対策を条例に明記する必要がある。	マイナンバー法第3条の基本理念に則り、特定個人情報保護委員会が公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を参考に、特定個人情報の安全管理措置を講じます。
7	市として、不正使用(利用)や情報の漏洩が発生した場合の罰則を条例化する必要があるかどうか検討し、その結果を明記する必要がある。	罰則については、マイナンバー法第9章に規定されております。

パブリックコメント「習志野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(案)」いただいた御意見と市の基本的な考え方

8	<p>「条例(案)」と「条例制定(案)」の表現の違いはどのような意味があるのか。又、意識して表現(言葉)の違いを使用しているのか。</p>	<p>両者の表現による意味の違いはありません。</p>
9	<p>条例(案)に関するパブリックコメントを募集するのであれば、「概要」ではなく、条文案を記述したものを「条例(案)」として提示して、パブリックコメントを求めるべきである。</p>	<p>本パブリックコメントについては、条例制定に向けての基本的な考え方に関して御意見を求めるものです。</p>
10	<p>マイナンバー法で地方行政に求めている規定を列記し、それぞれに対する条例(案)の考えを説明すべきである。</p>	<p>本条例はマイナンバー法第9条第2項及び第19条第9号の規定により、条例で定めることとされた市独自のマイナンバーの利用及び市の他の組織(習志野市教育委員会等)への特定個人情報の提供について定めるものです。</p>
11	<p>今回提示された「条例(案)(概要)」は本来の条例(案)ではないため、本パブリックコメントを参考に策定される条例(案)は再度市民に公開し、パブリックコメントを求めるべきである。</p>	<p>本パブリックコメントについては、条例制定に向けての基本的な考え方に関して御意見を求めるものです。</p>
12	<p>「習志野市個人情報保護条例」との関係については何の解説もないが、どの様に考えているのか。「個人情報保護条例」の改正ではなく、マイナンバー法に基づく条例を新たに策定する理由は何か。</p>	<p>本条例はマイナンバー法第9条第2項及び第19条第9号の規定により、条例で定めることとされた市独自のマイナンバーの利用及び市の他の組織(習志野市教育委員会等)への特定個人情報の提供について定めるものです。 習志野市個人情報保護条例については、マイナンバー法の対応等のために条例改正を行います。</p>
13	<p>「個人番号や特定個人情報の安全管理」を実現するには、「新たな安全管理体制の構築」が求められている。その対策に関する市及び職員及び関連事項を委託された外部機関の責任を明確に条例で規定され直す必要があると考える。</p>	<p>本条例はマイナンバー法第9条第2項及び第19条第9号の規定により、条例で定めることとされた市独自のマイナンバーの利用及び市の他の組織(習志野市教育委員会等)への特定個人情報の提供について定めるものです。 安全管理については、マイナンバー法第3条の基本理念に則り、特定個人情報保護委員会が公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を参考に、特定個人情報の安全管理措置を講じます。</p>
14	<p>何重にも守られた防御システムの構築を目指すべく条例規定すべきである。</p>	<p>本条例はマイナンバー法第9条第2項及び第19条第9号の規定により、条例で定めることとされた市独自のマイナンバーの利用及び市の他の組織(習志野市教育委員会等)への特定個人情報の提供について定めるものです。</p>

15	<p>個人番号関係事務実施者から別の個人番号利用事務実施者への特定個人情報の受け渡しに関しての「安全確保」は重要である。明確に規定すべきだと考える。</p>	<p>本条例はマイナンバー法第9条第2項及び第19条第9号の規定により、条例で定めることとされた市独自のマイナンバーの利用及び市の他の組織（習志野市教育委員会等）への特定個人情報の提供について定めるものです。 安全管理については、マイナンバー法第3条の基本理念に則り、特定個人情報保護委員会が公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を参考に、特定個人情報の安全管理措置を講じます。</p>
16	<p>委託の取り扱い等について、システム開発やシステムの保守管理もあわせて、万全の管理体制を具体的な規定や制限を行う必要がある。とくに、ネットワークによる運用については、あらゆる可能性を想定した万全の安全性を確保する必要がある。</p>	<p>マイナンバー法第3条の基本理念に則り、特定個人情報保護委員会が公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を参考に、特定個人情報の安全管理措置を講じます。</p>
17	<p>委託先による情報削除の確認はどのような方法をかंगाえているのか。削除又は廃棄を委託業者が証明書を発行しても証明にならない。具体的な実行性のある厳しい管理を規定すべきと考える。</p>	<p>マイナンバー法第3条の基本理念に則り、特定個人情報保護委員会が公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を参考に、特定個人情報の安全管理措置を講じます。</p>
18	<p>委託の取り扱い等について、「アクセス履歴の保管期間」はどのように設定されるのか。</p>	<p>マイナンバー法第3条の基本理念に則り、特定個人情報保護委員会が公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を参考に、特定個人情報の安全管理措置を講じます。</p>

パブリックコメント「習志野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(案)」いただいた御意見と市の基本的な考え方

19	委託の取り扱い等について、「漏洩時の賠償責任」及び「漏洩が疑われる時の調査責任」について条例規定すべきと考える。	本条例はマイナンバー法第9条第2項及び第19条第9号の規定により、条例で定めることとされた市独自のマイナンバーの利用及び市の他の組織（習志野市教育委員会等）への特定個人情報の提供について定めるものです。
20	番号法では、行政の管轄内における「罰則規定」は定められているが、「損害賠償責任」については規定されていない。委託先と管轄内とに分けて損害賠償規定が必要と考える。	本条例はマイナンバー法第9条第2項及び第19条第9号の規定により、条例で定めることとされた市独自のマイナンバーの利用及び市の他の組織（習志野市教育委員会等）への特定個人情報の提供について定めるものです。
21	個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の取扱いについて適正に規定されているか疑問である。特に、消去請求について「訂正」あるいは「利用停止」のいずれかの選択がいかなる条件下で判断されるのか明確に規定すべきと考える。	本条例はマイナンバー法第9条第2項及び第19条第9号の規定により、条例で定めることとされた市独自のマイナンバーの利用及び市の他の組織（習志野市教育委員会等）への特定個人情報の提供について定めるものです。
22	特定個人情報の利用範囲拡大に伴う対応について、的確な「個人情報保護マネジメントシステム」を構築すべく規定する必要がある。	マイナンバー法第3条の基本理念に則り、特定個人情報保護委員会が公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を参考に、特定個人情報の安全管理措置を講じます。
23	システムの安全管理措置は多面的に考慮する必要がある。	マイナンバー法第3条の基本理念に則り、特定個人情報保護委員会が公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を参考に、特定個人情報の安全管理措置を講じます。
24	情報漏えい等の事実の発生又は兆候を把握した場合の対応を規定する必要がある。	マイナンバー法第3条の基本理念に則り、特定個人情報保護委員会が公表している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を参考に、特定個人情報の安全管理措置を講じます。
25	特定個人情報に関する個人番号利用事務等に従事していた者で退職あるいは庁内他部署に配属転換になった事後に犯した違反は現職の罰則よりも重いものである必要がある。明確な規定が必要であると考え	罰則については、マイナンバー法第9章に規定されております。